

平成 27 年度市政懇話会
市長と創ろう「快国」のまち



市長の市政に対する思いや政策、方針などをお伝えさせていただくとともに、地域に根ざした皆さまのお考えやご意見をお聞かせいただき、市政に反映させたいと考えております。

予約は不要ですので直接会場にお越しください。

市参加者 市長、副市長、教育長、関係課長

内容

① 市政について

② 新庁舎について

③ その他

開催時間 19 時～20 時 30 分

問合せ先 総務課秘書広報係

☎ 22211

10 月 7 日 (水) 市民文化会館	10 月 26 日 (月) 須原区民会館	11 月 12 日 (木) 柿崎公民館
10 月 8 日 (木) 稲生沢公民館	10 月 27 日 (火) 朝日公民館	11 月 16 日 (月) 外浦区集会場
10 月 13 日 (火) 基幹集落センター	10 月 30 日 (金) 大賀茂区公会堂	11 月 18 日 (水) 白浜公民館
10 月 19 日 (月) 下田市役所	11 月 5 日 (木) 田牛区集会場	11 月 20 日 (金) 白浜小学校体育館
10 月 20 日 (火) 加増野ポーレポーレ	11 月 11 日 (水) 須崎漁民会館	11 月 24 日 (火) 旧板戸公民館

ごみの野焼きは
禁止されています！

なぜ、野焼きは
いけないのか？

野焼きをすると黒煙や悪臭を発生させ、近隣の方々の生活環境に大きな迷惑をかけることとなります。

また、気管支などに病気を抱える方にとっては、より深刻な問題となります。

廃棄物焼却施設とは異なり、適切な温度管理や排ガス処理ができないため、燃やすものによってはダイオキシンを発生させることもあります。

周囲にこういった生活環境上の悪影響を与えるため、一部の例外を除き、野焼きは禁止されています。

一部の例外とは？

- ・ 国又は地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却
- ・ 災害予防、災害応急対策、復旧のために必要な焼却 (防災訓練など)
- ・ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却 (どんど焼きなど)
- ・ 農林業者が作業に伴って行

うやむを得ないものとして
行う焼却

・ 焚き火など軽微な焼却
これらの焼却でも近隣の方々に迷惑となつていると判断されるときは、焼却をやめていただくことがあります。

なお、農林業者だから何でも燃やして良いということではなく、ゴム、プラスチック、油などの焼却はできません。また、家庭菜園は農業ではありません。

～お願い～

禁止の例外とされている焼却であっても、特に住宅地に近い田畑で行われる焼却は苦情が多くありますので、燃えるごみの日に出せるもののはできる限り出していただき、また、住宅の近くでは焼却しないようにしてください。

やむを得ず焼却を行う場合であっても、天候や時間帯などに注意し、迷惑をかけないように、近所の方々のご理解を得るようにしてください。

皆が気持ちよく生活しているよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先

環境対策課環境保全係
☎ 22213

10 月 1 日から
新しい国民健康保険証を
使用してください

新しい保険証は藤色で 9 月中に郵便でお届けします。

今までの保険証 (クリーム色) は、有効期限 (9 月 30 日) が過ぎたら細かく裁断し破棄してください。

◎ 保険証が届いたときの
確認事項

- ・ 他の健康保険証 (社会保険など) と重複している方はいませんか
- ・ 加入者に漏れはありませんか
- ・ 転居・転出など住所を変更した方はいませんか
- ・ 氏名や生年月日に誤りはありませんか

いずれかに該当する場合は届出が必要です。市民保健課国保年金係 (窓口③) で手続きをしてください。

問合せ先

市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎ 23922